

の利用に際して、敷地に乗り入れるなど、バス停の位置を見直すべきではないか。

答 地権者との同意や安全上の様々な課題がある。個々の状況に応じて検討する。

問 バス停が目立たない。文字が消えそうなのは論外だが、健常者でも薄暗いと見づらい。高齢者や目の不自由な方のためにも、バス停は目立つ色、デザインにしてはどうか。

答 劣化した箇所を把握した際は早急に停留所管理事業者が随時対応しているが、停留所の色やデザインにおいては、平成29年度からの新たな運行に際し、工夫していく。

問 交通弱者である75歳以上の運賃を無料にし、どんどん利用して頂くのはどうか。

答 高齢者無料化は平成29年度の実施に向け調整を進める。

●JR東日本の改札口無人化
問 3月から朝の行田駅改札口が無人化されている。利用上の不安や問題点が考えられ、公共交通としての責任もある。市から申し入れをすべきでは。
答 市としても不満であり、強く要望していく。

空き家対策

老朽化している
空き家の
対策について

吉野 修
(黎明21)

問 平成26年6月に施行された「行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例」は有効に機能しているのか。

答 施行後、市報やホームページによる周知や市政懇談会等での説明の結果、窓口や電話等による相談が多数寄せられ、所有者による適正管理への認識が醸成されつつある。また、条例の実効性を高め、市民の安心安全を確保するための措置として、平成27年2月に行田市シルバー人材センターと「空き家の適正管理に関する協定」を締結するとともに、同年10月からは「行田市老朽空き家等解体補助制度」の運用を開始するなど、様々な事情を抱える所有者の意向に配慮し、自主的な取り組みを促す施策を展開している。

問 地震などで倒壊する前に、個人の財産権を乗り越えて、地域住民の生命・身体・財産

を守るため、目の前の危険な状態を取り除くことは、行政当局の責任と義務ではないか。

答 平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、個人の財産権に対して、強力な公権力の行使を伴うことから、その措置に係る手続きには、透明性と適正性が求められている。そのため、平成27年9月に組織した行田市空家対策協議会で、措置の方針について検討を開始した。また、条例では、公共空間において第三者に危険を及ぼす恐れがあると認められる場合は、必要最小限の措置を講ずることができると規定しており、対象物の状況を踏まえて適切に判断し条例を運用していく。

○「その他の主な質問」
○小学校の統合



老朽空き家

まちづくり

コミュニティセンター
と土地所有者不明化
について

野本 翔平
(新政策研究会)

問 コミュニティセンターみずしろの老朽化について。

答 同施設は竣工以来37年が経過し、この間、平成21年度と26年度にそれぞれ改修及び耐震工事を行った。今後も適宜改修を行い、施設の長寿命化に努めていく。

問 コミュニティセンターみずしろは今後も無料で利用できるのか。またロビーでの飲食はなぜ禁止なのか。

答 受益者負担の適正化や公平性の観点から、有料化の議論も含め検討していく。有料化を検討する際には、利用団

体に対するアンケートを行い、その結果を公表するなど、市民の声の把握に努めるとともに、その検討を行う会議は、個人情報等の部分を除き、公開していきたいと考えている。

また、ロビーでの飲食については、現状、飲料水を飲むことは制限していないが、口

ビーにテーブルや椅子を置くスペースがないこと、衛生上や施設管理上の観点から食事は遠慮いただいている。

●土地の所有者不明化

問 本市における土地の所有者不明化の現状と今後の対策は。

答 本市の平成28年度当初課税時における所有者不明の土地の件数は15件で、このうち面積の約9割を農地が占めている。土地の適正管理が阻害されることで徴税事務への影響のほか、公共事業や農地の集約化など土地利用の制約要因になるものと認識している。今後の対策として、不在者財産管理制度や相続財産管理制度の活用について費用対効果の面も含め、今後調査研究していきたい。

市民生活

就学援助について

柴崎 登美夫
(新政策研究会)

問 日本の子どもの貧困率は先進国の中でも高く6人に1人、約325万人の子どもた